# 平成 28 年度　主な税制改正の紹介

平成28年度税制改正の主な内容について、府税を中心に紹介します。

## ■　法人事業税

資本金１億円超の普通法人について、所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）を、平成27年度の８分の３から８分の５に拡大します。

| | H27 年度 | H28 年度以降 |
|---|---|---|
| 所得割 | 3.4%（6.3%） | 0.88%（3.78%） |
| 付加価値割 | 0.756% | 1.26% |
| 資本割 | 0.315% | 0.525% |

※（　）は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率です。

## ■　法人府民税

平成 29 年４月１日以後に開始する事業年度より、地方法人税の拡充に伴い、法人府民税法人税割の税率を引き下げます。

現行：　4.2%（3.2%）　→　平成 29 年度以降　２%（１%）　※（　）は標準税率です。

## ■　地方法人特別税の廃止

平成 29 年４月１日以後に開始する事業年度より、地方法人特別税を廃止し法人事業税に復元することに伴い法人事業税の税率を引き上げます。

## ■　自動車税

（１）　燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、また一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置、いわゆる「グリーン化特例」を、軽減基準の切り替え等を行ったうえで、適用期限を１年間延長します。

（２）　平成 29 年４月１日より自動車税・軽自動車税に環境性能割を導入します。

## ■　自動車取得税

平成 29 年３月 31 日をもって自動車取得税を廃止します。

## 森林環境税の創設

【大阪府独自の改正】

**―自然災害から暮らしを守り、健全な自然を次世代に繋ぐために―**

近年、局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、土石流の発生時に渓流沿いの木を巻き込んで流れ出すことで、河川や水路等をふさぎ、市街地における被害を拡大させる流木被害が発生しています。

一方、間伐をはじめとする森林管理作業が停滞し、森林の荒廃が進み、森林の果たしてきた災害防止機能をはじめとする様々な公益的機能が著しく低下しています。

こうした中、自然災害から府民の暮らしを守り、健全な森林を次世代へつなぐための新たな森林保全対策を、緊急かつ集中的に実施するため、平成28年度から**森林環境税**を創設しました。

府民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※森林環境税は個人府民税均等割に加算されます。税の仕組みについては９ページをご覧ください。